

投資信託における主なご提供サービスとお客さまが負担する費用について

	手数料	ご提供サービス	サービス提供会社
購入時	購入時手数料 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> 商品説明等 (運用手法説明、運用相談等) 販売受付事務 	販売会社 投資信託の販売を行います。
	保有時 運用管理費用(信託報酬) (※2)	販売会社報酬	<ul style="list-style-type: none"> 購入後の情報提供(運用状況、投資環境等)、運用報告書等の各種書類の送付 口座内でのファンドの管理(解約代金、分配金のお支払い、徴税関連事務等)
委託会社報酬		<ul style="list-style-type: none"> 信託財産の運用(投資方針の決定、投資対象銘柄の調査・分析、有価証券の売買指図、運用状況のモニタリング、リスク管理等) 基準価額の計算 開示資料の作成(目論見書、運用報告書等) 	委託会社 投資信託の運用の指図等を行います。
受託会社報酬		<ul style="list-style-type: none"> 信託財産の管理 委託会社からの指図の実行 	受託会社 お預かりした資産を保管・管理します。

詳しくは

上記の費用のほかにも、信託財産留保額や監査費用、有価証券の売買等に係る費用などががかかります。詳細は各投資信託の契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)等をご確認ください。

三井住友信託銀行が販売会社として受け取る手数料水準の基本的な考え方

当社では、お客さまに投資信託をご購入いただいた際に、販売会社としてご提供したサービスの対価として、①購入時手数料と②運用管理費用(信託報酬)を頂戴いたします。当社が受け取る手数料の水準については、投資資産や投資地域、投資手法等により「商品説明の難易度」と「投資資産のリスクの大きさ(値動きの大きさ)」を基準としており、基本的に「商品説明の難易度が高い」「リスクの大きい」投資信託のほうがより高い手数料となります。

①購入時手数料

投資信託は投資資産や投資地域、投資手法等により商品の複雑さが異なり、商品が複雑であるほど商品説明の難易度が高いため、購入時手数料は「商品説明の難易度」を基準に評価し水準を決定しております。

「商品説明の難易度」の評価例

	商品説明の難易度		
	低		高
投資地域	国内	海外(先進国)	海外(新興国)
投資手法	インデックス運用 市場の値動きを指数化した日経平均株価や東証株価指数(TOPIX)等のインデックスの値動きに連動することを目指して運用する比較的シンプルな投資手法です。		アクティブ運用 ファンドマネージャーが独自の調査見通しに基づいて資産配分や銘柄の選択などを行い、市場の平均的な投資収益率以上の運用成果の獲得を目指す投資手法です。

なお、商品提案やコンサルティングを提供する窓口等により、お客さまに提供するサービスや営業・事務コストが異なるため、以下のとおり割引率を設定しております。

お取引窓口等による購入時手数料割引率

(2018年5月現在)

	店舗	テレフォンバンキング	インターネットバンキング
割引率	割引なし	10%割引	30%割引
投資信託自動購入プランは、30%割引(全てのお取引窓口)			

各お取引窓口のご利用時間や割引対象商品などについての詳細はお近くの店舗またはホームページにてご確認ください。

②運用管理費用(信託報酬)

運用管理費用(信託報酬)については、投資信託購入後の情報提供等によるサービスの対価としての手数料になりますので、主に「投資資産のリスクの大きさ(値動きの大きさ)」を基準に評価し水準を決定しています。

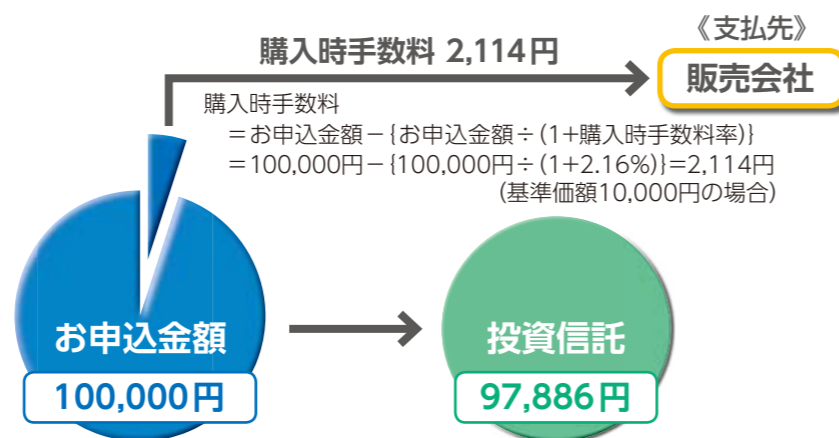
「投資資産のリスクの大きさ」の評価例

	リスクの大きさ		
	小		大
投資対象	債券	REIT等	株式

(※1) 購入時手数料

投資信託を購入される際に一括で販売会社にお支払いいただくものです。

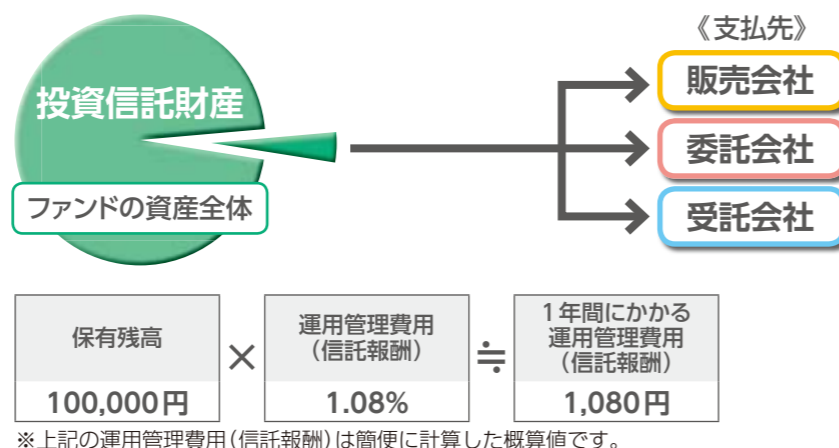
例 購入時手数料率が2.16%(税込)の投資信託をお申込金額100,000円で購入した場合



(※2) 運用管理費用(信託報酬)

運用中の投資信託財産からあらかじめ定められた報酬率で日々計算され、投資信託財産から引き落とされます。定められた割合で販売会社・委託会社・受託会社に配分されます。

例 運用管理費用(信託報酬)が年率1.08%(税込)の投資信託を100,000円分保有し、1年間基準価額が変わらなかった場合



⚠ 投資信託は価格の変動などにより損失が生じるおそれがございます。また、ご購入時などに費用等がかかります。詳しくは次頁に記載しておりますので、必ずご覧ください。

●本資料は、お客さまへ当社で取り扱う投資信託における主な提供サービスとお客さまが負担する費用および当社販売会社として受け取る手数料の基本的な考え方をご案内するものであり、当社が取り扱う全ての投資信託の購入時手数料や信託報酬の具体的な料率を定めるものではありません。
●上記の評価例については一般的な例を示したもので、必ずしも当てはまらない場合があります。

投資信託についてのご注意事項

投資信託におけるリスクについて

投資信託は、直接もしくは投資対象投資信託証券を通じて、主に国内外の株式や債券、不動産投資信託証券等に投資します。投資信託の基準価額は、組み入れた株式や債券、不動産投資信託証券等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下します。これによりお受取金額が投資元本を割り込むおそれがあります。投資信託の運用により信託財産に生じた損益は、全て投資信託をご購入いただいたお客さまに帰属します。

投資信託にかかる費用について

投資信託のご購入からご解約・償還までにお客さまにご負担いただく費用には以下のものがあります。費用等の合計は以下を足し合わせた金額となります。

(1)ご購入時・ご解約時に直接ご負担いただく費用	
申込手数料	申込金額に応じ、ご購入時の基準価額に対して最大3.24%(税込)の率を乗じて得た額
信託財産留保額	ご購入時の基準価額に対して最大0.1%の率を乗じて得た額、ご解約時の基準価額に対して最大0.5%の率を乗じて得た額
解約手数料	かかりません
(2)保有期間中に信託財産から間接的にご負担いただく費用	
信託報酬	純資産総額に対して最大年2.16%(税込)の率を乗じて得た額。なお、商品により別途運用実績に基づき計算される成功報酬額がかかる場合があります。
その他の費用	証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料または税金、先物・オプション取引に要する費用、組入資産の保管に要する費用、投資信託財産に係る会計監査費用、実質的に投資対象とする資産の価格に反映される費用(各々必要な場合は消費税等を含みます)など ※運用状況等によって変動するため、料率、上限額を示すことができません。 ※投資対象とするファンドにおいて負担する場合があります。

これらの費用の合計額、計算方法等については、お客さまご購入されるファンドやご購入金額等によって異なりますので、表示することができません。

各ファンドにかかる費用の詳細は最新の契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)等でご確認ください。

その他重要なお知らせ

- 投資信託は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- ファンドにより、信託期間中にご解約のお申し込みができない場合があります。
- 取得のお申し込みの際は、最新の契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、お客さまご自身でご判断ください。
- 当社は投資信託の販売会社であり、ご購入・ご解約のお申し込みについて取り扱いを行います。投資信託の設定・運用は運用会社が行います。
- 投資信託にはクーリング・オフ制度は適用されません。
- 本資料は三井住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

投資信託お申込手数料割引についてのご注意事項

- 投資信託のお取引にあたっては、あらかじめ当社に普通預金口座および証券(投資信託・国債)口座をご開設いただく必要がございます。
- インターネットバンキング、テレフォンバンキングでのお取引にあたっては、三井住友信託ダイレクトへのお申し込みが必要となります(お申し込みからお取引いただけるようになるまで1~2週間かかります)。
- NISA口座またはジュニアNISA口座を利用したお取引にあたっては、あらかじめ当社に当該口座をご開設(それぞれお申し込みから開設まで1ヵ月程度かかります)いただく必要がございます。
- 投資信託自動購入プランでのお取引は、インターネットバンキング、テレフォンバンキング、または店頭にてお申し込みいただけます(ただし、テレフォンバンキングでは、ジュニアNISA口座を含む未成年者取引口座における投資信託自動購入プランのお申し込みはできません)。
- 投資信託のご注文を受付できない日(ファンド休業日)がございますのでご了承ください。
- 各投資信託の手数料表示につきましては、インターネットの取引画面上では30%割引後の手数料を表示しておりますが、目論見書補完書面、ホームページ画面上の手数料表示は、割引適用前の手数料率を表示しております。
- 投資信託を無手数料でご購入された場合(スイッチングによるご購入や償還乗換優遇制度のご利用などを含みます)は対象外となります。
- 同一取引で他の手数料割引と重ねてのご利用はできません。
- お客さまへ告知することなく、本サービスの取り扱いを終了・変更する場合がございます。

証券(投資信託・国債)口座についてのご注意事項

当社では、有価証券のお取引にあたっては、「振替決済口座、保護預り口座、外国証券取引口座、累積投資口座」の開設が必要となります。上記口座の設定につきまして、現在、口座管理手数料はいただいております。その他の諸費用もかかりません。今後、口座管理手数料等の諸費用がかかることになる場合には、その単価または料率などをあらかじめ別途ご連絡いたします。当社では、お客さまがお取引等によって取得された投資信託の受益権、国債証券について、法令に従って当社の固有財産と分別し、お客さまの振替決済口座への記帳および振り替えを行います。また、外国投資信託の受益証券について保護預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管します。

NISA口座・ジュニアNISA口座についてのご注意事項

- NISA口座・ジュニアNISA口座は、全ての金融機関を通じて一人一口座しか開設できません。
- NISA口座には、非課税管理勘定(以下NISA勘定)または累積投資勘定(以下つみたてNISA勘定)を設けることが可能です。NISA口座にNISA勘定を設けるものをNISAといい、NISA口座につみたてNISA勘定を設けるものをつみたてNISAといいます。NISAとつみたてNISAは選択制です。同一年に両方を利用することはできませんが、所定の手続きを経て、1年単位で変更することが可能です。
- ジュニアNISA口座は非課税扱いの未成年者口座と課税扱いの課税未成年者口座で構成されます。うち課税未成年者口座には、預金口座・証券口座があります。
- 当社におけるNISA・ジュニアNISA口座の対象商品は、当社で取り扱う公募株式投資信託とします。上場株式や上場投資信託(REIT・ETF)等は取り扱っておりません。また、投資一任運用商品で保有する公募株式投資信託は、対象商品とはしません。また、つみたてNISAの対象商品は、一定の条件を満たした公募株式投資信託のうち当社がつみたてNISAで投資可として選定したものに限り、つみたてNISAの投資方法は、積立投資に限られます。
- 税務署の確認作業を経て非課税枠が設定されるため、NISA口座・ジュニアNISA口座が利用可能となるまでに、時間がかかる場合があります。
- NISA口座・非課税扱いの未成年者口座で保有している公募株式投資信託を一度売却するとその非課税枠の再利用はできません。非課税枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。
- NISA口座・非課税扱いの未成年者口座の損失について特定口座等で保有する他の有価証券の売買益や配当金との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。公募株式投資信託における分配金のうち普通分配金は課税対象、特別分配金(元本払戻金)は非課税であることから、NISA口座・非課税扱いの未成年者口座で保有した場合に非課税となるのは普通分配金に限られます。

NISA制度(少額投資非課税制度)のご注意事項

- 日本にお住まいで、NISA口座を開設する年の1月1日時点で20歳以上の方(1月2日が誕生日で20歳になる方を含む)が開設できます。
- 1年単位でNISA口座を開設する金融機関を変更することもできますが、NISA口座内の残高を他の金融機関へ移すことはできません。
- NISA勘定では非課税で購入できる金額は年間120万円までです。つみたてNISA勘定では、非課税で購入できる金額は年間40万円までです。
- つみたてNISAで保有する公募株式投資信託は、異なる年のNISA勘定およびつみたてNISA勘定に移管することはできません。
- つみたてNISAで保有する公募株式投資信託について、当社から信託報酬等の概算値を年1回通知します。
- つみたてNISAを選択された場合、選択した年から10年後、および以後5年ごとに、当社から、氏名・住所の確認を行います。氏名・住所の確認ができない場合、つみたてNISAでの新たな投資はできません。

ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)のご注意事項

- 日本にお住まいで、ジュニアNISA口座を開設する年の1月1日時点で0歳から19歳までの方および、その年に生まれた方が開設できます。(1月2日が誕生日で20歳になる方は含まれません)
- 金融機関等の変更をすることはできませんが、口座閉鎖後の再開は可能です(ジュニアNISA口座を閉鎖した金融機関等と異なる金融機関等で再開が可能です。ただし、閉鎖した年にすでに非課税枠の利用がある場合には、同年の再開はできません)。
- ジュニアNISAでは非課税で購入できる金額は年間80万円までです。
- ジュニアNISA口座からの払出人は、口座名義人本人とその親権者等の法定代理人に限られます。なお、その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までは、ジュニアNISA口座からの払出は原則できません。払出があった場合には、ジュニアNISA口座は廃止され、過去に非課税で支払われた売買益や配当金について課税されます(ただし、災害などのやむを得ない事由による払出の場合には非課税での払出しが可能です)。

販売会社に関する情報

商号等: 三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号
加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会

http://www.smtb.jp

詳しくはお近くの店舗または当社ホームページにてご確認ください。